

県立高等学校授業料の 減免に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 県立高等学校（県立中等教育学校後期課程を含む。）の授業料（以下「授業料」という。）の減免に関する取扱いについては、山口県使用料手数料条例（昭和31年山口県条例第1号。以下「条例」という。）及び山口県使用料手数料条例施行規則（昭和60年山口県規則第16号。以下「規則」という。）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(減免の対象)

第2条 条例第4条に規定する授業料減免理由の「特別の理由」とは、生徒又は生徒の保護者若しくは扶養者が、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

1 生活困難世帯の場合

(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により、道府県民税・市町民税を納付していない者、道府県民税・市町民税の均等割のみ納付している者又は道府県民税・市町民税の所得割の合算額が16,700円（定時制課程にあっては83,300円）以下の額が課税されている者である場合。

(2) 失業、事業所の倒産等により修学が困難になった者であって、特に教育長が認めた者である場合

(3) 交通遺児等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者又は同法第27条第1項第3号の規定による里親が自動車事故により死亡し又は自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）別表の後遺障害第1級から第3級までに該当することとなった者をいう。）であって、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている場合、(1)若しくは(2)に該当する場合又は所得税法（昭和40年法律第38号）の規定により所得税を納付しないこととなる場合

2 天災等によるり災世帯である場合

震災、風水害、火災その他の災害により住家が、全半壊又は全半焼等したと認められる者である場合

(減免金額)

第3条 減免金額は、月割計算の方法によるものとし、減免月額は450円から9,900円（専攻科にあっては、10,300円、定時制課程にあっては900円）までの範囲内において教育長が定めるものとする。

(減免期間)

第4条 減免期間は、当該年度を超えないものとする。

(減免申請)

第5条 規則6条第2項の規定に基づく減免申請は、別紙様式1による申請書に別表で定める書類を添付し、校長を経由して教育長に提出して行うものとする。

2 申請書の提出期限は、教育長が別に定める。

(減免決定)

第6条 校長は、前条の規定による申請書を受け付けたときは、実情を調査の上、意見書を添えてこれを教育長に進達するものとする。

2 教育長は、申請書の内容を審査の上、減免の可否、金額及び期間を決定し、校長を経由して申請者に通知するものとする。

(校長委任)

第7条 第5条第1項及び前条の規定にかかわらず、生活保護世帯（交通遺児等に係る者を除く。）に係る授業料の減免については、校長が決定するものとする。

2 校長は、前項の規定に基づき減免の決定をしたときは、教育長が別に定める日までに、別紙様式2により、申請書の写しを添えて教育長に報告しなければならない。

(徴収猶予)

第8条 規則第4条の規定に基づく授業料の徴収猶予申請は、別紙様式3による申請書を校長に提出して行うものとする。

2 校長は、前項の申請について徴収を猶予することが適当であると認めるときは、徴収を猶予する期間及び金額を決定し、別紙様式4による決定通知書を申請者に通知しなければならない。

(還付)

第9条 第6条又は第7条の規定により減免を受けた者に係る既納の授業料については、条例第3条第3項ただし書の規定に基づき還付するものとする。

2 前項の規定により授業料の還付を受けようとする者は、別紙様式5による申請書を校長に提出しなければならない。

3 校長は、前項の申請について還付をすることが適当であると認めるときは、別紙様式6による決定通知書を速やかに申請者に通知しなければならない。

附 則

この要綱は、平成17年4月 1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年5月23日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月 1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月 1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年5月21日から適用する。